

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改正案	現行
(減損損失累計額の表示) 第二十八条の二 財務諸表等規則第二十六条の二の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。 第三十条 財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額について準用する。 (特別損失の表示方法) 第六十二条 特別損失に属する損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。 (減損損失に関する注記) 第六十二条の二 財務諸表等規則第九十五条の三の二の規定は、減損	(新設) 第三十条 財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。 (特別損失の表示方法) 第六十二条 特別損失に属する損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。 (新設)

損失を認識した資産又は資産グループがある場合について準用する。

改 正 案								現 行							
様式第五号 【中間連結損益計算書】								様式第五号 【中間連結損益計算書】							
VII 特 別 損 失								VII 特 別 損 失							
前期損益修正損		× × ×				× × ×				× × ×					
固定資産売却損		× × ×				× × ×				× × ×					
減損損失		<u>× × ×</u>				<u>× × ×</u>									
災害による損失		× × ×				× × ×				× × ×					